# 募集要項・業務仕様書の概要

| | |
|---|---|
| １施設名 | 堺市立共同浴場「布袋温泉」 |
| ２施設の概要 | 施設の名称：堺市立共同浴場「布袋温泉」<br>所 在 地　：堺市堺区協和町２丁６１-１０<br>開設年月　：昭和４６年１２月<br>構　　造　：鉄筋コンクリート造平屋建 |
| ３指定管理者が行う業務 | ①　施設の管理運営に関する業務<br>②　施設等の維持管理に関する業務<br>③　その他（緊急時等への対応等）<br>④　自主事業 |
| ４管理運営の基本的事項 | ①　堺市立共同浴場条例第１条第１項の設置目的に基づき管理を行うこと。<br>②　個人情報の保護を徹底するとともに、施設の情報の公開を積極的に行うこと。<br>③　公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営を行わないこと。<br>④　管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。<br>⑤　利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。<br>⑥　法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。<br>⑦　効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の節減に努めること。<br>⑧　地域住民や利用者の意見・要望を管理に反映させ、サービスの向上を図ること。<br>⑨　利用者が安全かつ快適に利用できるように施設・設備を適正に維持管理すること。<br>⑩　地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。 |
| ５指定期間（予定） | 令和３年４月１日～令和７年３月３１日（４年間） |
| ６指定管理料の支払条件 | 指定管理料は、指定期間中に市と指定管理者が協議して年度協定で定め、予算の範囲内で支払う。<br>指定管理料は年４回に分けて前金払により支払うこととし、支払時期、支払金額は年度協定で定める。<br>指定管理料には原則として管理運営業務に必要な一切の経費として人件費、管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）が含まれる。 |
| ７利用料金制度の採用 | 入浴料を利用料金として指定管理者の収入とする。 |
| ８利用料金の減免 | 市が定める基準に基づき減免できる。<br>・堺市内の小中学校、幼稚園、保育所（園）等の体験入浴としての利用について全額免除 |

| | |
|---|---|
| ９自主事業の実施、参加費等 | ・指定管理者は、指定管理業務に支障がなく、施設の設置目的の範囲内で利用促進、サービス向上を目的に自己の責任と費用負担により、自主事業を実施できる。<br>・自主事業については、あらかじめ市の承認を得て、参加者から参加費等を徴収することができる。 |
| １０開館時間及び休館日 | 開業時間は午後 3 時から午後 11 時まで。<br>休業日は１月１日と毎週金曜日。 |
| １１リスク分担 | 「堺市立共同浴場リスク分担表」のとおり。 |
| １２業務の第三者への委託 | 管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、下記の業務の全部又は一部については、指定管理者があらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。<br>①　施設・設備等保守点検業務<br>②　施設維持管理業務<br>③　管理事務補助業務 |
| １３モニタリング等 | ①　指定管理者は、利用者の意見や要望を把握し管理運営業務に反映させるため、利用者からの意見聴取を行う。<br>②　市は、報告書等により、適切に管理運営業務がなされているかなどについて確認を行い、指定管理者に必要な指示を行う。また、市は必要に応じ随時に、運営業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができる。<br>③　指定管理者によるモニタリング及び市によるモニタリングに加えて、第三者によるモニタリングを実施する場合がある。 |
| １４目標設定 | 市が求める目標・水準等として<br>①衛生管理の徹底：基準値を超えたレジオネラ属菌の検出件数　０件<br>②利用者の満足度：利用者アンケートの下記の項目における　不満割合（「不満」「やや不満」と答えた人の割合）<br>・「施設の清潔さ」⇒不満割合 3%以下、「職員の対応」⇒不満割合 3%以下<br>③経費縮減に向けた取組み：利用者サービスの増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるように適正な予算執行を図られているか。 |
| １５募集のスケジュール | 募集要項の公表：令和２年７月１７日（金）<br>現地説明会：令和２年７月２７日（月）<br>質問票受付：令和２年８月７日（金）～１３日（木）<br>質問票回答：令和２年８月３１日（月）（予定）<br>応募書類受付：令和２年９月１０日（木）～１６日（水）<br>※スケジュールについては予定です。 |

| | |
|---|---|
| １６応募資格 | 法人、その他の団体又は複数の法人等が構成するグループであること（個人による応募はできない)。<br>グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等を定めること |
| １７欠格事項・　選定対象除外 | 募集要項のとおり。 |
| １８応募書類 | 募集要項のとおり。 |
| １９選定審査方法 | ・審査項目に基づき、指定管理者候補者選定委員会において、募集区域ごとに以下のとおり審査を行う。<br>①　書類審査<br>②　面接審査<br>・各募集区域において、書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。<br>採点の結果、総合計得点が満点の６０％以上に達しない場合は、指定管理者候補者として選定しない。 |
| ２０選定結果の通知 | 選定委員会の審査結果を受けて、募集区域ごとに指定管理者候補者の選定を行い、その結果を募集区域ごとに応募団体に、令和２年１０月下旬をめどに文書で通知する。 |